

1 計画策定の趣旨

わが国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い確実に少子化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所における人口推移においても、現在の傾向が続ければ、33年後には日本の総人口が1億人を割り、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以下の50万人を割るものと推計しています。

子どもは未来の宝・夢をつなぐ架け橋であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現は、社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。



大田区においては、平成16年度に「おおた子育てすぐすくプラン 大田区次世代育成支援行動計画・前期行動計画（平成17年度から平成21年度）」、平成21年度に「おおたのびのび子育てプラン 大田区次世代育成支援行動計画・後期行動計画（平成22年度から平成26年度）」を策定し、子育て支援施策を着実に推進してきました。

前期行動計画では、核家族化の進展や社会状況の変化など、子育てをめぐる環境の変化に対応するため、かつての家族や地域が担っていた子どもや青少年を育成する機能を現代社会にふさわしい形で再構築し、「新たな支えあいと連携による子育て支援」の体制づくりを目指してきました。

一方、後期行動計画では、平成20年度に議決された「大田区基本構想」と、それに基づく大田区10か年基本計画「おおた未来プラン10年」を踏まえ、区民一人ひとりの力を源とする地域力により、安心して子どもを産み、健やかに育ち、成長する子どもを見守るために、家庭、地域、区が連携をしていくことを目指してきました。

しかし、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化などにより、子育てに不安や孤立感を感じる家庭もあり、子どもや子育てをめぐる環境は、依然として課題があります。また、待機児童の解消など、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

このような現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げて、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求

められ、「子ども・子育て関連3法」^(※注1)が平成24年8月に成立しました。子ども・子育て関連3法に基づく、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」では、①幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②待機児童を解消し、子育てしやすい環境の整備、③幼児期の学校教育や保育、子育て支援の量の拡充と質の向上、④地域の多様な子育て支援の充実、を目指しています。

また、子ども・子育て関連3法の一つ、「子ども・子育て支援法」では、都道府県、区市町村は、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられています。

大田区では、すべての子どもが健やかに成長できるよう、子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、適切な教育・保育、その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるようにします。

また、大田区次世代育成支援行動計画を踏まえながら、平成27年度から31年度の5か年を計画期間とした、「大田区子ども・子育て支援事業計画」(以下、本計画という)を策定します。

平成26年3月に「おおた未来プラン10年(後期)」を策定し、「未来を拓き地域を担う子どもを、みんなで育むまちにします」を子育て分野における個別目標として設定しています。本計画は、こうした区の基本構想・基本計画の目標を実現していくための個別計画として、戦略的な取り組みを推進します。

(※注1) 子ども・子育て関連3法

- ① 子ども・子育て支援法
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ③ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

○ 本計画は、「子ども・子育て支援法」を根拠にした計画です。同法第77条第1項に基づき設置している「大田区子ども・子育て会議」における委員の意見や、^{※2}公聴会で寄せられた意見を踏まえ策定しました。

また、「大田区次世代育成支援行動計画・後期行動計画（おおたのびのび子育てプラン）の後継計画として、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「大田区次世代育成支援行動計画」を包含しています。

（注※ 2）国または地方公共団体において、重要な事案について利害関係者・学識経験者などから意見を聞く制度。

○ 本計画の対象は、児童福祉法4条に規定される満18歳までの児童とその家庭とします。

(2) 関連計画との連携

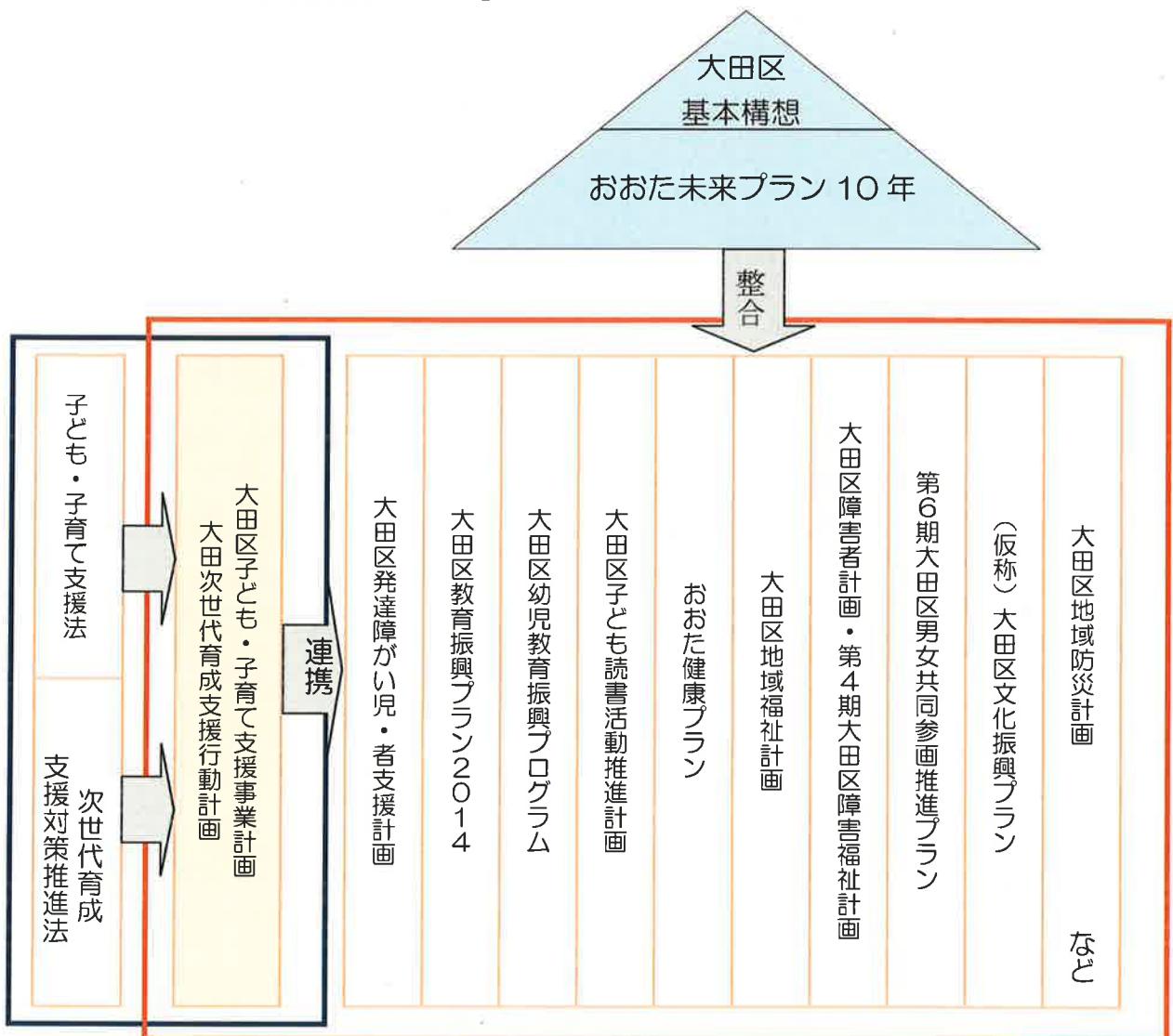
○ 本計画は、子どもの「育ち」と子育て家庭を支援するとともに、区民が子育てについて理解と認識を深め、地域社会が一体となって子育てを推進するための「大田区の取り組み」として位置づけます。

○ 本計画は、上位計画である大田区基本構想、大田区10か年基本計画「おおた未来プラン10年」（後期）との整合性を図ります。

○ 本計画は、子育て支援に関連する各分野の部門別計画との連携・整合を図るとともに、今後策定される予定の計画とも可能な限り整合を図ります。

○ 新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に本計画を推進します。

【 計画の位置づけ 】



3 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は平成 27 年度から 5 年を 1 期とした事業計画を定めるものとしていることから、本計画は平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とします。

また、区をとりまく社会経済状況を踏まえ、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。

【 計画期間 】



4 計画の策定体制

(1) 区民ニーズ調査の実施

本計画を策定するため「大田区子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。調査対象は、就学前児童の保護者（0歳～5歳 6,000人無作為抽出）、小学生児童の保護者（6歳～11歳 2,000人無作為抽出）を平成25年11月1日現在の住民基本台帳から抽出し、実施しました。

併せて、大田区在住の中高生を対象に「子ども・子育て支援事業計画 アンケート調査（中高生世代）」を実施し、中高生の日頃の生活状況、地域活動、将来の生活などの意向、要望等の把握を行いました。

区分	配布数	有効回答数	有効回答率	調査期間
就学前児童の保護者	6,000通	3,199通	53.3%	平成25年11月13日 ～25日
小学生児童の保護者	2,000通	1,155通	57.8%	平成25年11月13日 ～25日
中高生世代	1,000通	400通	40.0%	平成26年6月4日 ～18日

(2) 「大田区子ども・子育て会議」の開催

本計画へ子育て当事者等の意見を反映するとともに、区における子ども・子育て支援施策を子どもおよび子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による区民、学識経験者、子育て支援事業者等で構成する「大田区子ども・子育て会議」を開催し、子ども・子育て支援事業計画の内容について審議しました。

5 計画の推進

(1) 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法の基本指針に基づき、教育・保育の量の見込み及び確保方策を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を定めます。

(2) 計画の進行管理

計画を着実に実施するために、施策の進捗状況について把握し、併せて、「大田区子ども・子育て会議」において、施策の実施状況等を検証、評価し、結果を公表します。

評価においては、個別事業の進捗状況に加え、計画全体についても点検・評価します。